



ふれ愛
ネットワーク

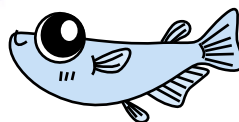
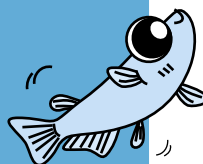
No.456

広 報

2006年12月1日発行
高知県日高村広報編集委員会

2006

12月号
(師走)



11月5日(日) 加茂竜石神社のお祭り(子供神輿)からの1枚です。

今月の主な内容



●Information…………… 2



●日高村文化祭 …………… 6



●財政事情の公表……………12



●学校だより(加茂小) ……16



●ひだか俳壇・俳句教室コスモス …17



●机からの風景 ……………18



Information

く・ら・し・の
情報

総務課 24-5111
 税務課 24-5112
 企画課 24-5113
 建設課 24-5114
 教育委員会 24-5115
 議会事務局 24-7777
 産業振興課 24-4647
 健康福祉課 24-5197
 保健センター 24-7851
 東部福祉館 24-5440
 東部児童館 24-5604
 能津出張所 24-5141
 土地改良区 24-5202
 開発公社 24-5331

戸締り用心、 火の用心！

「秋の全国火災予防運動」

11月9日～15日まで、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されました。

日高村内では、今年の10月末現在において、村内の火災発生件数が「非常事態」とも言える8件（内、建物火災4件）に達しています。

通年にも増して、火災予防運動に参加された消防署・消防団を始めとする関係機関の方や、可愛い保育園（所）児たちからも、

「火事は怖い、火事は危ない、日高村から火災をなくそう！」という強い気持ち伝わって、様々な取り組みが行われました。



11月8日 日下保育園のみんな



11月9日 東部保育所のみんな



11月10日 加茂保育園のみんな



みんなて
火事を
なくすぞー、
オーッ！

みんなてがんばった村内防火パレード

11月8・9・10

日の3日間、それぞれ日下保育園・東部保育所・加茂保育園の可愛い園児たちによる村内防火パレードが行われました。

お揃いの赤い制服で整列した園児たちは、消防署のおじさんのお話を聞いた後、みんな元気良く防火を誓いました。続いて防火パレードでは「戸締り用心、火の用心」と曲に合わせて力強く拍子木を打ち、まじいを振って、各地域に防火を呼びかけました。



ウシさんは、大人気！
「みんなて火事をなくそうねっ！」

日高村消防団秋季演習

11月12日(日)、日高中学校グラウンド及び、本郷2箇所の農道（西ノ越・鹿児）において、平成18年度日高村消防団秋季演習が実施されました。

演習当日は、まず中学校グラウンドにおいて日高村消防団全団による分列行進の他、礼式訓練等の部隊訓練が行われ、その後、2箇所の農道において消防車2台と消防用小型ポンプ5台をホースで連結し、総延長約900メートルの中継送水訓練が行われました。

仁淀消防組合管内 統一防火標語決まる

仁淀消防組合では、管内（いの町・春野町・日高村）の方より防火標語・図画を募集したところ、多数の応募作品が寄せられました。

いずれも秀作ぞろいでしたが、次のとおり優秀作品、優良作品が選ばれました。

【防火標語の部】

優秀

火はねらう あなたの見せた その隙を
（いの町立本川中学校1年 高井 郁弥さん）

【防火図画の部】

優秀

いの町立伊野南小学校 大村 あいすさん
 いの町立伊野南小学校 谷めぐみさん
 いの町立伊野南小学校 宮治 樹さん
 いの町立枝川小学校 篠藤 直人さん
 いの町立上八川小学校 川村 圭志さん
 日高村立日下小学校 山崎 悠さん
 日高村立日下小学校 山本 涼介さん
 日高村立加茂小学校 岡添 正栄さん

防火標語優秀作品は、消防本部、各分署庁舎前面に1年間掲示し、防火広報に役立たせていただきます。

入賞者の標語と図画を使用して、平成19年の防火カレンダーを作成します。管内の学校・病院・事業所等に掲示させていただきますので、火災予防の啓発に役立ててほしいと願っています。



日高村総合運動公園
(ボランティア30名参加)

去る10月24日(火)、佐川・越知・日高広域シルバー人材センターの善意により、午前8時よりボランティア会員の方々の多数の参加をいただきまして、役場本庁舎及び総合運動公園周辺の草刈、草引き、剪定等の作業をしていただきました。

作業当日は、まだ残暑が厳しく、ボランティア会員の方々は汗をぬぐいながら作業を行ってくれました。約3時間の作業後、各施設周辺はすっきりきれいになりました。ありがとうございました。

シルバー人材センター ボランティア ～感謝の気持ちをこめて～



日高村役場周辺 (ボランティア14名参加)

村内スカッシュバレーボール大会



参加者たちは、爽やかな汗を流しました。

10月21日(土)、日下小学校体育館で「村内スカッシュバレーボール大会」が行われ、村内の愛好家の方々が、爽やかな汗を流しました。結果は次のとおりです。

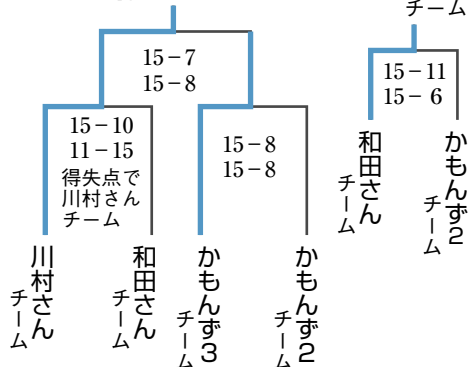
参加8チームでのリーグ戦後、決勝トーナメント

優勝
川村さんチーム

準優勝
かもんず3

第3位
和田さんチーム

優勝
川村さんチーム



日高村体育会 スカッシュバレー部 県民スポーツ フェスティバルで みごと優勝



体育会スカッシュバレー部の
メンバー達

10月8日(日)、県立春野総合運動公園体育館ほかで行われた、2006県民スポーツフェスティバル・スカッシュバレーの部で、日高村体育会所属のスカッシュバレー部が、みごと優勝しました。「日頃の練習の成果が出ました。」と、部長の保木さんは喜んでいました。

平成18年度日高村村民運動会 特別寄付金御礼

皆様の温かいご支援、心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

日高村村民運動会運営委員会

(順不同・敬称略)

谷口工業(有)

戸梶雅尚商店

西部設備

カーセンター竹誠

森下自動車

日高葬祭

大洋石油

前川青果店

山本建設

黒岩商店

(有)藤岡建設

(有)秋本石油

日高清掃杉本繁

尾崎自動車

日高農場

ひだか和紙

ヘイワ原紙(株)

日高村工業団地連合会

中央農業共済組合

森製紙

喫茶苑

坂東酒店

土佐共同産業(株)

たこやきコロコロ

加茂給油所

屋台千代ちゃん

喫茶コスモス

パセオフロラ

小島衣料品店

サンクス日高店

北添製材所

レストラン高知

古美術 高陽堂

正岡石油店

ローソン

日高運動公園前店

スナック けい

居酒屋 ほのか

えみ食堂

暮らしの衣料

おかばやし

りつちゃん食堂

(有)横山建設

日高歯科

しまさきハイヤー

龍鳳

(有)三和工務店

大山自動車

日高クリニク

日高村商工会

サンシャイン日高

渋谷食品(株)

中裕建設

JACコスモス日高支所

坂本酒店

野村工業(有)

(株)東洋電化工業

(有)中野興業

西伸建設(有)

(有)仁淀組

(有)日高組

田中建設(株)



「子どもと楽しむ12ヶ月」では“マタニティ教室”と“離乳食教室”を行いました。

マタニティ教室

新しい命の誕生へのお手伝い

10月23日(月)と11月8日(水)にマタニティ教室が行われました。

「マタニティ教室」では「お産ってどんな感じかな?赤ちゃんを沐浴させるにはどうやってすればいいのかな?安産で産みたいな?子育てで大変なんだろうな?」など見えない不安がいつぱいの妊婦さんたちが集まり、助産師さんに妊娠・出産・子育てについていろいろ教えて頂きました。

先輩妊婦さんからは「陣痛は痛いけれど、子どもの生まれてくる感動ってすごいよ!!」とい



赤ちゃんから始まる食育・

幸せいっぱい離乳食

10月31日(火)に離乳食教室が行われました。

「子どものために離乳食を作って食べさせてあげたい」というお母さんたちが集まり、管理栄養士さんに教えていただきながら、お母さん同士おしゃべりを楽しみながら作りました。

試食の時、離乳食をたくさん子どもが食べてくれるとお母さんたちも思わずうれしくなって幸せいっぱいの笑顔が見られました。



日高村保健センター・子育て支援センターからこんにちは

はっけよい、のこった!! 「とらまる人形劇団」による 人形劇を開催しました。



10月21日(土)に社会福祉センターで「とらまる人形劇団」による「はっけよい、のこった!!」という人形劇を就学前の親子対象に行われました。おすすめさんの人形が登場すると子どもたちは目を真丸にしてびっくりした表情で見えていました。人形劇のあらすじはというと、村の人気者で気のやさしいおすもうさんと卑怯な反則わざを使うおすもうさんがすもう大会で勝負することに、さてさてどちらが勝つのかな?人形を自由にあやつる劇団員さんを見て子どもたちは「スゴイ!!」とひと言。

そして、行司にふんした劇団員さんが「はっけよい、のこった!!」のこった!!と大きな声で叫ぶと子どもたちはびっくり仰天!!思わず泣き出してしまいう子どもたちやお母さんに抱きついてしまいう子どもたちもいました。結局、おすもうの勝負は村の人気者で気のやさしいおすもうさんが勝ちました。めでたし、めでたしというお話でした。



子どもたちからは「強くて、気のやさしいおすもうさんがとてもカッコよかった」という感想が聞かれ、ファンタジーの世界にこころをとまめかせていたようです。

★日高村保健センター・子育て支援センターでは毎月行事を行っています。

★子育て支援センターのお部屋は月曜日から金曜日まで開放していますので、ぜひ一度あそびに来てください。

お問い合わせ 日高村保健センター ☎24-7851

保育所入所手続き

平成19年1月8日～1月31日まで

- 申請先 役場健康福祉課児童福祉係
申請用紙 役場 又は保育所
申請の時に必要な書類
- ①給与所得者は、平成18年分の源泉徴収票
 - ②日雇い、パートの方は仕事先の就労証明
 - ③右記①②に関わらず、平成19年1月2日以後に転入された方は前住所地で平成18年度の住民税の課税証明をもらって添付してください。

入所基準

次の各号のいずれかに該当し、当該児童を保育することができないと認められ、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育できないと認められる場合に行うものとする。

- ①昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
 - ②昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としてしていること。
 - ③妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
 - ④疾病にかかり、若しくは身体に障害を有していること。
 - ⑤長期にわたり疾病の常態にある。又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
 - ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 - ⑦村長が認める前各号に類する状態にあること。
- ※尚、延長保育等を希望される方は、申請の際にお申し出ください。日下保育園、加茂保育園は7時～19時まで開所しています。
- ※広域入所(他の市町村にある保育所への入所については、相手市町村との協議が必要です)のお早めに申請書の提出をお願いします。(市町村等の状況によっては、ご希望に添えない場合もあります。)
- ※村内いづれの保育所でも混合保育となる場合があります。

役場健康福祉課児童福祉係

☎2415197



村内不法投棄防止 環境パトロール実施

11月9日(木)、『日高の川を美しくする会』による、村内の不法投棄防止環境パトロールが実施されました。当日は、中央西福祉保健所の方々にもご協力いただき、主に村内6ヶ所の状況を確認しました。

これまでの取り組みにより全体的に不法投棄は減ってきているものの、今年確認した各地区では、まだまだゴミが捨てられています。

ゴミの内容としては、空き缶や空き瓶、家庭からのゴミだけではなく、洗濯機や冷蔵庫、テレビといった家電製品、自動車のタイヤ等、様々な物がありました。

不法投棄を禁止する啓発看板や、捨てられやすいような道路沿いには柵を設置していますが、それだけでは不法投棄をなくすまでには至っていません。

日高の川を美しくする会



しかし、昨年度地元自治会の協力を得て不法投棄物の撤去作業を実施した地区には、ゴミの不法投棄はありませんでした。やはり、不法投棄をしない・させないためには、村民の皆さんのご協力が必要だと思います。

環境パトロールを終え、今後『川を美しくする会』では、自治会の皆さんと共に不法投棄物の撤去作業を行います。その際にはご協力よろしくお願ひします。

不法投棄をしない・させない美しい日高村をめざして、みなさん、一緒に取り組んでいきましょう。

【実施地区】

- ・戸梶地区
- ・渋川地区
- ・西ノ谷地区
- ・宮ノ谷地区
- ・江尻地区
- ・柱谷地区
- ～名越屋地区

年末・年始の「三」等の処理日程について

左記の日程が平成18年のゴミ収集等の最終日となりますので、ご注意ください！

年末・年始の「三」等の処理について

◎可燃ごみ(収集日程表のとおり)

地区名	年末(最終収集日)	年始(最初の収集日)
下分地区	12月30日(土)	1月6日(土)
沖名地区	12月29日(金)	1月5日(金)
本郷地区	12月28日(木)	1月4日(木)
加茂地区	12月28日(木)	1月4日(木)
能津地区	12月30日(土)	1月6日(土)

◎資源・不燃ごみ

収集日程表のとおりですので、収集日程表にて確認してください。

なお、缶・ビン類の処理を行っている「仁淀川中央清掃事務組合」は、12月29日(金)までとなっていますので、直接持ち込みをされる方は、お早めにお願ひします。

仁淀川中央清掃事務組合 ☎24-5632

し尿処理について

し尿等の汲み取りについては、年末は大変混雑します。また、し尿処理を行っている「仁淀川下流衛生事務組合」は12月28日(木)までとなっていますので、余裕をもつて早めに(12月中旬頃までに)許可業者に依頼してください。

日高衛生 ☎24-5655
伊野衛生 ☎088-1893-3700
宇佐公益社 ☎26-10170

犬・猫の引き取り業務について

年末は12月25日(月)、年始は1月10日(木)

当日の午前中に日高村保健センターへ

なお、直接「小動物管理センター」へ持ち込まれる場合は、年末12月27日(水)までに、年始は1月4日(木)からとなっています。

中央小動物管理センター

☎088-1831-7939

※詳しくは、広報と同時配布のチラシをご覧ください。

農業委員会からのお知らせ

下限面積が11月1日より日高村では、40アールが30アールとなりました。

農地の細分化を防ぐため、農地法第3条等に基づき耕作目的で農地の権利を取得(売買など)する場合は、農地取得後の経営面積が規定の面積以上になることが許可条件となっています。

この規定の面積を下限面積といいます。

たとえば、現在20アールの農地を持っている人が、農地を買おうとしたとき、下限面積は「30アール」ですので、現在持っている20アールと合計して30アールとなるよう、10アール以上の農地でなければ買うことができません。現在30アールの農地を持っている人は、すでに下限面積を超えているので何アールでも許可になります。

お問い合わせ先
農業委員会事務局 ☎24-4647

やめよう… ごみの野焼き

ごみを野焼きする習慣をやめましょう。家庭から出たごみを付近で焼却する習慣は、ごみの量が少なく、ごみ収集などが行われていない頃には、ごみ処理のために相応の役割を果たしていました。

現在はごみの量も多くなり、ごみ質も複雑になっています。焼却は十分管理された焼却炉で行う必要があります。

野焼きは多くの苦情が よせられています

野焼きのばい煙や悪臭に対する苦情、最近ではダイオキシンの発生を心配する声もよせられています。野焼きでは、ダイオキシン対策をした焼却炉の数千倍から数万倍のダイオキシンが発生することが知られています。

環境中のダイオキシンを減らすようダイオキシンには、ごく微量でもガンや奇形を起こすなど様々な強い毒性があるうえに非常に分解されにくい。土、川、海、生物、食物、人と食物連鎖により次々に濃縮汚染され、人に害毒を及ぼすおそれがあります。更に心配なのは、母体や母乳、赤ちゃんのルートでの影響です。21世紀の子どものためにも野焼きはやめましょう。

中央西福祉保健所 環境課

☎0889-122-1286

日高村役場 健康福祉課
☎24-7851

- ◎「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物の野焼きは一部の例外を除いて禁止されています。
- ◎野焼きは直接罰の対象となります。

3年以下の懲役もしくは
300万円以下の罰金、またはこれらの両方



平成18年度日高村表彰式行われる



11月3日の文化の日、日高村で最も權威のある功労者表彰式が行われ、本年度は田村健二さんと森野高明さんの2名の方が受賞されました。

田村健二さん（大橋西）は先に永年郵政事業のご功績により瑞宝双光章を受章され、現在も村の監査委員としてご活躍されておられます。

森野高明さん（岩目地西）は先に永年の教育関係のご功績により瑞寶小綬章を受章され、現在も高知県文化環境部植物詩調査員としてご活躍を続けておられます。

お二人の受賞を心よりお祝い申し上げます、今後益々のご活躍をご期待申し上げます。



光岩三乃里会



水心流弘道館霊山会



剣詩舞日高教室



若柳流若葉会
日高支部



第12回 日高村 文化祭

11月3日（金）、社会福祉センターにおいて、第12回日高村文化祭が開催されました。

この文化祭は、平成18年度高知県芸術祭協賛行事として行われ、参加された団体、参加された方々は日頃の練習の成果を思う存分発揮しました。

伝統的な舞や、日本舞踊、大正琴、カラオケや若さあふれるダンスなど観客を魅了していました。

会場には小さな子どもから高齢者までの幅広い世代の方が訪れ、文化だけでなく、世代間の交流も行われたようです。



日高村体育会民踊部



浦安の舞保存会



大正琴「コスモスグループ」



西田成人学級婦人会



花扇の会



ダンスサークルマドンナ



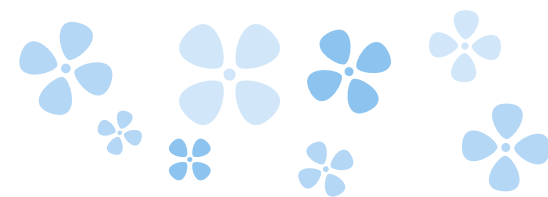
喜楽座



一弦琴「わくら和遊紅会」



紅葉会



しらさぎ乃会



日高村職員・特別職の給与を公表します

村職員の給与・定員管理等の状況を知っていただくため、その内容について住民の皆さんにお知らせします。

職員の給与は、民間の勤労者の給与をもとに出される人事院勧告に準じた内容で、村長が必要な条例議案を議会に提出し、議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	歳入額	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)16年度の人件費率
17年度	18年3月31日 6,168人	3,214,164千円	3,282,485千円	612,342千円	19.1%	18.7%

(注)人件費には、村長や議員などの特別職に支給される給与、報酬並びに共済組合等への負担金も含まれます。

2. 職員の給与費の状況（普通会計決算 H17年度）（簡水会計1名、国保会計2名は除く）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	64人	262,580千円	25,355千円	105,068千円	393,003千円	6,141千円

(注)職員手当には退職金を含まない。

3. 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

平均給料 月額及び 平均年齢 の状況	区 分		一般行政職	技能労務職
	17年 4月1日現在	平均給料月額	338,570円	352,498円
		平均年齢	43.6歳	49.0歳
	18年 4月1日現在	平均給料月額	337,600円	362,200円
		平均年齢	42.11歳	50.0歳

4. 職員の初任給の状況

※平成17年度においては給与月額3%カットの給与抑制措置を行っています。

初任給の 状況	区 分	学 歴	一般行政職	技能労務職
	17年 4月1日現在	高校卒	134,636円	134,636円
		大学卒	155,394円	—
	18年 4月1日現在	高校卒	138,400円	138,400円
		大学卒	159,700円	—

5. 一般行政職の級別職員数の状況（各年4月1日現在・普通会計）

	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
17年度	標準的な職務内容	主 事	主 事	主 事	主 幹	主 幹	係 長 幹	課長補佐 次長・館長 主 監	課 長 局 長 室 長	61人
	職員数	0人	2人	8人	2人	8人	13人	20人	8人	
18年度	標準的な職務内容	主 事	主 事	主 幹	係 長 幹	課長補佐 次長・館長 主 監	課 長 局 長 室 長	H18.4.1から 法改正により 6級制へ		56人
	職員数	0人	7人	13人	12人	16人	8人			
対前年度増減数		0	5	5	10	8	▲5	▲20	▲8	▲5

6. 職員手当等の状況

区 分		日 高 村			国		
期末手当 勤勉手当 (17年度支給割合)		6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.7月分	6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.7月分
		12月期	1.6月分	0.75月分	12月期	1.6月分	0.75月分
		計	3.0月分	1.45月分	計	3.0月分	1.45月分
		職制上の段階、職務の級等による加算措置 →無			職制上の段階、職務の級等による加算措置 →有		
退職手当 (H18.4.1現在)	支給率	自己都合	定年・勧奨	支給率	自己都合	定年・勧奨	
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分	
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	

(注)退職手当については、高知県市町村総合事務組合に加入し、退職者には当該組合より支給されています。

時間外勤務手当	16年度	支 給 総 額	
		12,056千円	
	17年度	職員1人当たり支給年額	
		191千円	
	17年度	支 給 総 額	
		7,220千円	
	17年度	職員1人当たり支給年額	
		106千円	

(平成18.4.1現在)

区 分	内 容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者(13,000円)、その他の扶養親族2人まで(6,000円) 但し扶養家族でない配偶者を有する場合1人目の子等(6,500円) 特定扶養(5,000円)加算他	同 じ
住居手当	1. 借家、基礎控除額(12,000円)最高支給限度額(27,000円)ただし新築または購入後5年間(2,500円)	同 じ
通勤手当	1. 交通機関利用者 全額支給限度額(55,000円) 最高支給限度額(55,000円) 2. 交通用具使用者 通勤距離に応じて(2,000円~24,500円)	同 じ



7. 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分			給料月額等			期 末 手 当		
給 料	村 長	614,000円	※村長 4月・5月給料 20%減 (収入役制度について は、平成16年6月18 日より廃止)	村長・助役・教育長 (支給割合 村長：40%減 助役・教育長：10%減)	議員 (支給割合)	6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計 3.0月分	6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計 3.0月分	加算措置→有
	助 役	522,000円						
	教育長	503,000円						
報 酬	議 長	249,000円		6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計 3.0月分		6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計 3.0月分		加算措置→有
	副議長	199,000円						
	議 員	180,000円						

12月4日から10日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間、12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の目標として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国連は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、従来から、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めております。

また、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が本年6月に施行されたことから、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めていただきますよう訴えておりますので御理解をお願いします。高知地方法務局では、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所にて「特設人権相談所」を開設し、DV・セクハラ・ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待・いじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題、その他嫌がらせ等、人権に関する御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽に、最寄りの「相談窓口」を御利用ください。

※お問い合わせは、お近くの法務局又は市町村の担当窓口か人権擁護委員まで。

第58回人権週間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

人権擁護委員はあなたの身近な相談パートナーです

人権擁護委員をご存知ですか。地域の住民の皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし、人権が侵されたときには法務局と連携して、救済のための適切な措置を採るとともに、人権尊重思想をご理解いただくための活動をすることを使命としています。家庭、学校、職場、地域社会などでの困りごとや悩みごとは、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。費用は無料で、相談内容の秘密は厳守します。あなたの街の人権擁護委員は、次の方々です。

いの協議会委員

日高村長畑 大崎逸夫
日高村下分 植村悦子
日高村岩田地 味木タツエ

いの警察署からのお知らせ

1月10日は110番の日です。110番は、あなたの生命・身体・財産を守る電話です。緊急の事件・事故に関する情報は、ためらわず積極的に110番してください。

急を要さない要望・相談・苦情や各種照会等については、#9110又は関係相談窓口電話等を利用してください。

「110番 地域を守る ホットライン」

「知ってますか? 警察相談 #9110」
110番をかけるときは落ち着いて、大事なことを漏らさずに、分かりやすくお話しください。

関係相談窓口

警察総合相談電話	088-823-9110 (#9110)
県民の110番	088-871-0110
ハイテク犯罪相談電話	088-871-3110
ヤングテレホンコーナー	088-822-0809
いじめ相談電話	088-825-0110
覚せい剤相談電話	088-823-4093
悪質商法110番	088-824-4000
銃器110番	088-822-1074
鉄道万相談110番	088-884-9595
レディースダイヤル110番	088-873-0110
暴力相談電話	088-823-0110
暴走族相談電話	088-875-6111
交通規制相談電話	088-872-1777
高知県警察のホームページ	http://www.i-kochi.or.jp/hp/kenkei/



国税電子申告・納税システム (e-Tax) はこんなことが便利

「e-Tax」をご利用いただくための3つのステップ

- Step 1** 開始届出書を e-Tax ホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に提出してください（書面での提出もできます）。
- Step 2** 税務署から利用者識別番号等の通知書と e-Tax ソフトの CD-ROM が送付されます。
※ e-Tax ソフトについては、平成18年10月以降、ダウンロードによる取得が可能です。
- Step 3** e-Tax ソフトのインストール、暗証番号の変更及び電子証明書等の登録をしていただきます。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、国税に関する各種手続（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等）が自宅やオフィスあるいは税理士事務所からインターネット等を通じて行うことができ、税務署などに何度出かける必要がなくなります。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数の多い手続きには便利です。

また、e-Tax の開始届出手続はインターネットを利用してオンラインで行えます。

さらに、e-Tax をもつと便利にお使いいただけるよう、平成18年10月上旬から e-Tax ソフトのダウンロードによる提供を行っています。詳細な実施時期等については、e-Tax ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・ご不明の点は **e-Tax ヘルプデスク** **0570-0155901**（コタゼイ）
ご利用時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時（祝日等を除きます）

- ・利用開始のための手続や e-Tax ソフトの操作に関するご質問にお答えします。
- ・ご利用時間については今後変更する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページで確認してください。
- ・全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

※ e-Tax をご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。e-Tax で利用可能な電子証明書については、e-Tax ホームページをご確認ください。

また、電子証明書が IC カードで発行される場合は、IC カードリーダー等が必要となります。

なお、電子証明書及び IC カードリーダー等は、有料になります。具体的な取得方法及び費用につきましては、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

（注）電子証明書とは、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。

もっと詳しい情報は **e-Tax ホームページ** (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

- ・ e-Tax の最新情報やご利用に当たっての手続き等について説明しています。
- ・ 問い合わせの多い事項を「よくある質問」として掲載しています。

納税には安全・便利な振替納税をお勧めします。

振替納税のメリットは、

- 1 指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて税金を納付する制度です。うっかり納期限を忘れることがありません（振替日の前日までは残高の確認をお願いします）。
- 2 納税のために現金を持ち歩く必要もないので、安全で便利です。
- 3 振替納税のご利用については、税務署に用意してある「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、ご利用される金融機関の口座の届出印を押印し、税務署又はご利用される金融機関に提出していただくだけです。

なお、一度提出していただければ以後の納税についても継続してご利用になれます。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の様式については、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

※振替納税をご利用の方の振替日は、平成19年2月ころに庁のホームページでお知らせします。

申告期限及び納期限について

申告所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限及び納期限は、

平成18年分申告所得税の確定申告 ▼平成19年3月15日(木)

平成18年分個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告 ▼平成19年4月2日(月)

納期限は、申告期限と同日です。

早期から計画的に納税資金の準備をお願いします。

申告も納税もパソコンで！インターネットでかんたん e-Tax！

e-Tax（イータックス）を利用するとこんなことが大変便利です。

①自宅やオフィス・税理士事務所などからインターネットで申告ができます。
所得税・法人税・消費税・酒税及び印紙税。

②ATMやインターネットバンキング等で納税ができます。
源泉所得税の毎月納付分などに大変便利。

③申請・届出等ができます。
青色申告承認申請・納税地異動届出・電子納税証明書交付請求・法定調書提出などができます。

e-Tax の最新情報やご利用に当たっての手続き等については、こちらをご覧ください。
e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

その他の納税方法について

その他の納税方法としては、

- 1 納付書を利用して最寄りの金融機関の窓口又は所轄の税務署での納付
- 2 インターネットバンキング等を利用して納付する電子納税

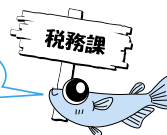
（国税電子申告・納税システムホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>）があります。

振替納税の手続や納税等でご不明な点がありましたら、最寄りの税務署へお尋ねください。

期限内に納付できなかった場合は

もし、本税を期限内に納付できなかった場合は、延滞税を併せて納付しなければならぬだけでなく、財産差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。

早急に最寄りの金融機関で納付を済ませるか、納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署にご相談ください。



一国民年金一

お問い合わせは 24-5112

国民年金保険料は忘れず納めましょう

年末です。国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

お手持ちの納付案内書や口座振替の通帳を今一度ご確認ください。

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて原則25年以上必要です（第3号被保険者期間、厚生年金・共済組合などの加入期間も含みます）。あなたの大切な年金です。受給権を得るためにも納め忘れにご注意ください。

なお、国民年金保険料は、後でまとめて納めたいと思っても、2年を超すとそれ以前の保険料は納めることができなくなってしまう。

納め忘れを防ぐためにもお得で便利、確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。

※納めた国民年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

控除の対象となるのは、平成18年1月から12月までに納めた保険料の全額です。

年末調整または確定申告の手続の際には、控除証明書や領収書を申告書に添えて提出してください。家族の分の保険料を納めた場合も控除の対象となります。

●国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。

●国民年金への加入と保険料の納付は法律で義務付けられています。

国民年金保険料の負担能力があるにもかかわらず納付しない人に対しては、財産の差し押さえを行うこともあります。

年金額(満額) = 792,100円(月額66,008円)

●老齢基礎年金の計算式(未納や免除の期間があるとき)

$$792,100円 \times \frac{\text{※1(保険料納付済月数)} + (\text{保険料を全額免除された月数} \times 1/3) + (\text{半額納付月数} \times 2/3)}{40年(加入可能年数) \times 12月}$$

(注) 学生納付特例、若年者納付猶予期間は、保険料を追納していない場合年金額には反映されません。

※1 保険料納付済月数とは、保険料を納めた月数と第3号被保険者であった月数の合計です。

※2 上記計算式については、半額納付以外の多段階納付は含めていません。

シリーズ

知っておきたい葉の知識⑦

今回は、「アミノ酸」について書いてみたいと思います。

●アミノ酸とは？

私たちの身体の60%は水分です。そして残りの40%のうち、約半分はタンパク質からできています。タンパク質は身体をつくる内臓や血液、骨、筋肉などの主成分であり、身体の組織そのものをつくりあげている材料なのです。

そのタンパク質を構成しているのがアミノ酸です。10万種類にも及ぶタンパク質はわずか二十数種類のさまざまな組み合わせによるアミノ酸でつくられています。これら二十数種類のアミノ酸はタンパク質の材料として使われるほか、必要に応じて身体のエネルギー源としても利用されます。

●必須アミノ酸と非必須アミノ酸

二十数種類あるアミノ酸のうち、特に重要なアミノ酸を必須アミノ酸といいます。必須アミノ酸は体内でつくることができないため、毎日の食事から摂取するしか方法がありません。

これらは1つでも不足すると骨や血液、筋肉をつくるのに必要なタンパク質を合成できないため、バランスよく取ることが大切です。

また、非必須アミノ酸は必須アミノ酸と違い身体の中で合成できるアミノ酸ですが、これもタンパク質を合成する材料となったり、それ以外にもさまざまな働きをします。

●食事とアミノ酸

私たちの身体を構成するタンパク質は、毎日合成と分解を繰り返しています。そのために必要なアミノ酸を取るために毎日の食事は重要です。

一般に動物性のタンパク質は必須アミノ酸の量が多く、バランスもよく体内での利用率がよいと考えられています。また、植物性のタンパク

質にもアミノ酸は豊富に含まれています。

ただし、食品によっては一部の必須アミノ酸が不足しているものもあります。食生活が偏りがちな現代人は足りないアミノ酸をサプリメントなどで補給することも有効です。

●アミノ酸Q&A

Q1 アミノ酸が不足するとどうなるの？

A アミノ酸が不足すると、身体にさまざまな変動が起こります。特に必須アミノ酸が不足すると、不眠症やイライラ、情緒不安定、免疫力の低下、低栄養状態や肌荒れなどを引き起こすことがあります。しかし、バランスのとれた食事をしている限り、アミノ酸が不足することはありません。

Q2 アミノ酸って、取れば取るほど身体によいの？

A 余分に取ったアミノ酸は、分解されて体外に排泄されます。しかし、アミノ酸を含めたどんな栄養成分でも、不必要に取り過ぎることはかえって身体の負担となることがあるので注意しましょう。また、疾病によっては摂取可能な有無がありますので、医師にご相談ください。

Q3 お弁当の表示に書かれている「調味料(アミノ酸等)」ってどういう意味？

A これは主にうまみ調味料のことです。調味料として用いられるアミノ酸、核酸、有機酸、無機塩類などを一括表示するための表示方法として厚生労働省により定められています。

Q4 アミノ酸って、食べためておくことができるの？

A アミノ酸は体内にためておくことができません。ですから、毎日の食事ですぐ新しいアミノ酸を十分に補給しましょう。

健康テレホンサービスのご案内

高知保険医協会は県下の医師・歯科医師約600名で構成された団体です。下記の内容で朝9時から翌朝9時まで、24時間同じチームのオペレーターを流しています。健康テレホンサービスの電話番号は088-832-5296です。

12月

▼月曜日 歯と歯の間の掃除
「デンタルクロス」と
歯間ブラシ

▼火曜日 アルコールと癌の関係

▼水曜日 間質性膀胱炎

▼木曜日 爪に入った水虫

▼金曜日 コンピューターと目

▼土・日 冬に多い子どもの風邪

※日曜日、祝日は前日、12月29日
～1月3日は12月28日と同じ
テーマが流れます。

年末年始の交通安全運動

交通安全運動

実施期間

平成18年12月20日(水)～
平成19年1月9日(火)

高知の交通マナーを高めよう！

重点目標

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒・暴走運転の根絶
- 3 自転車の安全利用の推進



財政事情の公表

村では、日高村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和40年7月27日条例第192号）に基づき、皆様からいただいた税金や、国・県からの支出金、村債など、どのように使われたのかを年2回公表することとなっています。

今回は、平成18年度の4月1日から9月30日までの財政状況及び平成17年度の決算の状況をお知らせします。

第1 平成18年度の財政状況（4月1日～9月30日）

1-1 一般会計収支状況（現年分）

平成18年9月30日現在（単位：千円、%）

歳入				
区 分	予算現額	構成比	収入済額	収入率
1 村税	400,283	13.9%	276,594	69.1%
2 地方譲与税	84,598	2.9%	33,550	39.7%
3 利子割交付金	2,000	0.1%	974	48.7%
4 配当割交付金	1,151	0.0%	568	49.3%
5 株式等譲渡所得割交付金	970	0.0%	3	0.3%
6 地方消費税交付金	52,689	1.8%	30,364	57.6%
7 ゴルフ場利用税交付金	27,647	1.0%	11,569	41.8%
8 自動車取得税交付金	13,501	0.5%	3,924	29.1%
9 地方特例交付金	7,577	0.3%	7,577	100.0%
10 地方交付税	1,393,801	48.3%	891,656	64.0%
11 交通安全対策特別交付金	1,000	0.0%	623	62.3%
12 分担金及び負担金	44,049	1.5%	20,206	45.9%
13 使用料及び手数料	32,096	1.1%	14,043	43.8%
14 国庫支出金	159,826	5.5%	10,627	6.6%
15 県支出金	175,652	6.1%	7,809	4.4%
16 財産収入	232	0.0%	660	284.5%
17 寄付金	2,204	0.1%	200	9.1%
18 繰入金	168,097	5.8%	45,849	27.3%
19 繰越金	31,783	1.1%	31,784	100.0%
20 諸収入	107,857	3.7%	35,016	32.5%
21 村債	178,500	6.2%	0	0.0%
歳入合計	2,885,513	100.0%	1,423,596	49.3%

平成18年9月30日現在（単位：千円、%）

歳出				
区 分	予算現額	構成比	支出済額	執行率
1 議会費	55,860	1.9%	25,989	46.5%
2 総務費	511,471	17.7%	170,825	33.4%
3 民生費	808,721	28.0%	230,855	28.5%
4 衛生費	246,583	8.5%	105,518	42.8%
5 労働費	1	0.0%	0	0.0%
6 農林水産費	47,392	1.6%	18,712	39.5%
7 商工費	1,284	0.0%	613	47.7%
8 土木費	229,499	8.0%	71,357	31.1%
9 消防費	111,728	3.9%	49,498	44.3%
10 教育費	241,513	8.4%	114,766	47.5%
11 災害復旧費	13,679	0.5%	1,999	14.6%
12 公債費	615,782	21.3%	314,259	51.0%
13 予備費	2,000	0.1%	0	0.0%
歳出合計	2,885,513	100.0%	1,104,391	38.3%



1-2 一般会計収支状況（明許繰越分）

平成18年9月30日現在（単位：千円、%）

歳入				
区 分	予算現額	構成比	収入済額	収入率
14 国庫支出金	11,096	47.4%	0	0.0%
19 繰越金	8,029	34.3%	8,029	100.0%
21 村債	4,300	18.4%	0	0.0%
歳入合計	23,425	100.0%	8,029	34.3%

平成18年9月30日現在（単位：千円、%）

歳出				
区 分	予算現額	構成比	支出済額	執行率
11 災害復旧費	23,425	100.0%	22,123	94.4%
歳出合計	23,425	100.0%	22,123	94.4%

平成18年9月30日現在（上半期）における一般会計の予算規模は、29億993万8千円（繰越明許費を含む）となっています。この予算を執行するに当たっては、（1）その経費がすでに執行の時期にきているか、（2）内容や方法は適切であるか、（3）予定された特定財源の確保の見通しはどうかなどについて十分留意し、経費の効率的運用と収支の均衡に努めています。

9月末日における収入済額は、14億3,162万5千円となっており、収入済額の主なものは、地方交付税8億9,165万6千円及び村税2億7,659万4千円等となっています。また、予算現額に対する収入率は、49.2%（現年分49.3%、明許繰越分34.3%）となっています。

一方、歳出の執行額は、11億2,651万4千円で、執行率38.7%（現年分38.3%、明許繰越分94.4%）となっています。

2 一般会計（現年分）における住民1人あたりの村税負担額

▼人口は平成18年9月30日現在の住人口6,123人で算出しています。

区 分	現年課税調定額（千円）	一人あたり（円）
村民税	123,517	20,173
固定資産税	257,767	42,098
軽自動車税	15,017	2,453
たばこ税	16,771	2,739
合 計	413,072	67,462

平成18年9月30日現在、一般会計（現年分）における住民一人あたりの村税負担額については、村民税20,173円、固定資産税42,173円等の合計67,462円となっています。

なお、現年課税調定額とは、その年度に納められるべき村税の額のことをいい、必ずしも予算現額とは一致しないことを申し添えます。

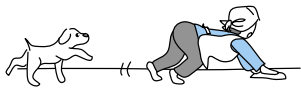
3 特別会計収支状況

平成18年9月30日現在（単位：千円）

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等特別会計	69,634	40,928	482
国民健康保険特別会計	773,837	241,647	259,779
老人保健特別会計	1,055,952	358,971	396,885
簡易水道特別会計	167,358	43,921	64,798
介護保険特別会計	622,320	242,014	236,047
合 計	2,689,101	927,481	957,991

平成18年9月30日現在、特別会計の収支状況については、上記のとおりです。





4 財産、村債及び一時借入金の現在高

(1) 財産 平成18年9月30日現在

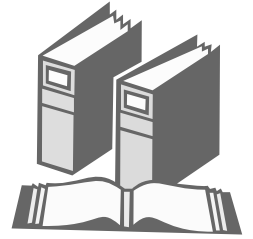
区 分	数量・金額
土地	1,585,826㎡
建物	33,840㎡
物件（立木）	640㎡
有価証券	10,000千円
出資による権利	153,037千円
債権	456,711千円
基金（一般会計分）	762,113千円
基金（特別会計分）	108,727千円

(2) 村債 平成18年9月30日現在

会計名	残高（千円）
一般会計	4,272,601
住宅新築資金等特別会計	158,320
簡易水道特別会計	1,115,363
合 計	5,546,284

(3) 一時借入金

借入先	借入額（千円）	利率（％）
-	-	-



平成18年9月30日現在、財産、村債及び一時借入金の現在高については、上記のとおりです。

第2 平成17年度決算の状況

1 一般会計収支状況（現年分及び明許繰越分）（単位：千円、％）

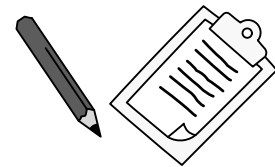
歳 入						
区 分	予算現額	調停額	収入済額	不納欠損	収入済割合 (対予算現額)	収入済割合 (対調定額)
1 村税	406,038	464,513	417,967	2,893	102.9	90.0
2 地方譲与税	62,085	62,085	62,085		100.0	100.0
3 利子割交付金	2,955	2,955	2,955		100.0	100.0
4 配当割交付金	1,019	1,019	1,019		100.0	100.0
5 株式等譲渡所得割交付金	1,424	1,424	1,424		100.0	100.0
6 地方消費税交付金	51,838	51,838	51,838		100.0	100.0
7 ゴルフ場利用 税交付金	33,879	33,878	33,878		100.0	100.0
8 自動車取得税 交付金	13,643	13,643	13,643		100.0	100.0
9 地方特例交付 金	12,396	12,396	12,396		100.0	100.0
10 地方交付税	1,451,980	1,451,980	1,451,980		100.0	100.0
11 交通安全対策 特別交付金	943	943	943		100.0	100.0
12 分担金及び負 担金	48,932	55,449	49,089		100.3	88.5
13 使用料及び手 数料	31,126	38,476	29,972		96.3	77.9
14 国庫支出金	347,003	339,339	339,339		97.8	100.0
15 県支出金	158,630	152,283	152,283		96.0	100.0
16 財産収入	32,040	32,070	32,070		100.1	100.0
17 寄付金	205	3,218	2,278	195	1,111.2	70.8
18 繰入金	163,241	113,243	113,243		69.4	100.0
19 繰越金	57,936	57,936	57,936		100.0	100.0
20 諸収入	129,398	144,934	132,399	40	102.3	91.4
21 村債	261,100	256,100	256,100		98.1	100.0
歳入合計	3,267,811	3,289,722	3,214,837	3,128	98.4	97.7

（単位：千円、％）

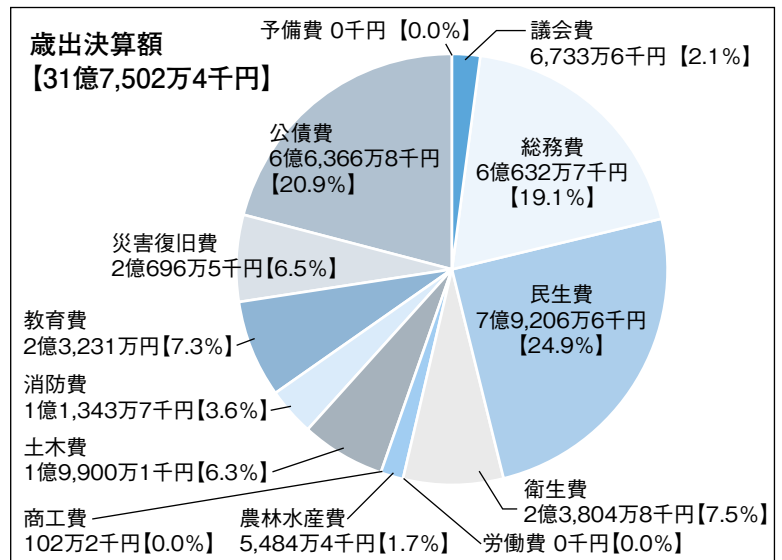
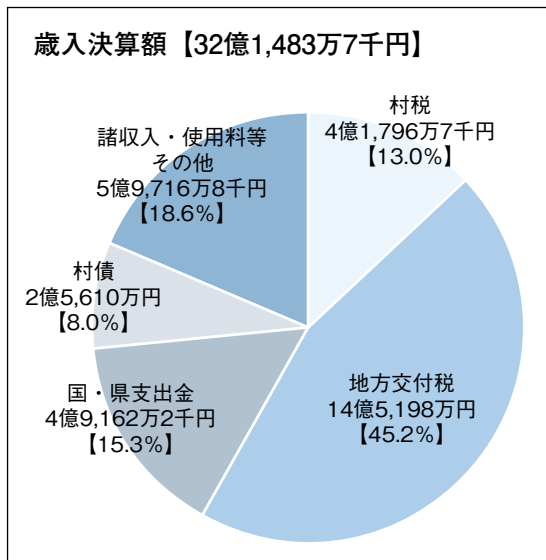
区分	歳 出					翌年度繰越事業費	不用額	支出割合
	予算現額	支出済額	翌年度繰越事業費	不用額	支出割合			
1 議会費	67,767	67,336		431	99.4%			
2 総務費	618,408	606,327		12,081	98.0%			
3 民生費	823,044	792,066		30,978	96.2%			
4 衛生費	242,068	238,048		4,020	98.3%			
5 労働費	1	0		1	0.0%			
6 農林水産費	57,444	54,844		2,600	95.5%			
7 商工費	1,040	1,022		18	98.3%			
8 土木費	206,113	199,001		7,112	96.5%			
9 消防費	114,718	113,437		1,281	98.9%			
10 教育費	236,602	232,310		4,292	98.2%			
11 災害復旧費	233,872	206,965	8,029	18,878	88.5%			
12 公債費	665,687	663,668		2,019	99.7%			
13 予備費	1,047	0		1,047	0.0%			
歳出合計	3,267,811	3,175,024	8,029	84,758	97.2%			

収入済額－支出済額＝ 39,813 千円 ①
翌年度繰越事業費 8,029 千円 ②

実質収支額 ①－② 31,784 千円



2 一般会計歳入歳出構成比（現年分及び明許繰越分）





平成17年度の一般会計決算についてお知らせします。

村の会計は、村民の皆さんのサービスの基本となる「一般会計」と特定の事業を行う「特別会計」に分かれています。

平成17年度の一般会計決算額は収入から支出を差し引くと3,981万3千円の黒字ですが、ここから翌年度に使い道が決まっている802万9千円を引いた3,178万4千円が実質的な黒字となります。

収入、支出それぞれを見てみると、収入については長引く不況により地方交付税をはじめ、国の三位一体改革により国・県からの援助等が削減されて少なくなってきており、また支出については事業の執行を含め経費の節減や行財政改革に取り組みましたが、急激な景気の回復は望めず、村財政はきわめて厳しくなっています。

この危機的な状況を乗り切るため、行財政改革プランの着実な実施を行い、健全財政を目指しますので村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

3 一般会計における住民1人あたりの村税負担額及び支出額

(1) 1人当たりの村税負担額

▼人口は平成18年3月31日現在の住
其人口6,162人で算出しています。

区 分	現年課税調定額(千円)	一人あたり(円)
村民税	118,541	19,237
固定資産税	237,924	38,611
軽自動車税	14,814	2,404
たばこ税	31,023	5,035
合 計	402,302	65,288

平成17年度の一般会計における住民一人あたりの村税負担額については、村民税19,237円、固定資産税38,611円等の合計65,288円となっています。

なお、現年課税調定額とは、その年度に納められるべき村税の額のことをいい、必ずしも予算現額および収入済額とは一致しないことを申し添えます。

(2) 1人当たりの支出額

▼人口は平成18年3月31日現在の住
其人口6,162人で算出しています。

区 分	一人あたり(円)	区 分	一人あたり(円)
議会費	10,928	商工費	166
総務費	98,398	土木費	32,295
民生費	128,540	消防費	18,409
衛生費	38,632	教育費	37,700
労働費	0	災害復旧費	33,587
農林水産費	8,900	公債費	107,703
		合 計	515,259

平成17年度の一般会計における住民一人あたりの支出額については、所得・医療保障等を必要とする人のため、生活水準の維持・向上を目的として予算措置される民生費が128,540円、村の起債の元利償還金に充てる公債費が107,703円等、合計で515,259円となっています。

【村の財政を家計に置き換えるのは難しい部分がありますので、あくまで参考としてご覧ください。】

家庭では、今月の給料が30万円ならその30万で支出をするようにし、足りなければ貯金をおろすなどして家計をやりくりしていると思います。

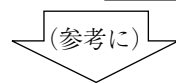
村でも同じように一定の収入のなかで、毎年のやりくりを行っています。

では、あえて日高村を1か月30万円使う家庭の家計に置き換えてみたらどんな状況が見えてくるのでしょうか。

支出は食費、ローン返済、学費や冷蔵庫の買い換え、雨漏り修理など日々の暮らしに必要なお金ばかり30万円です。

しかし、給料(村税)は約4万2千円しかありません。そこで親からの仕送り(地方交付税、国・県支出金)19万7千円やその他の収入6万円を使いますが、それでも1千円不足しますので、その分は貯金をおろしたり、借り入れ金で補っています。

不足額が1千円と聞けば、さほどのことではないように感じられるかもしれませんが、不況や国の三位一体改革により地方交付税や援助等の削減が次々に行われている中、収入の2/3を占める親からの仕送りは今後も減少することは確実です。そうなれば、貯金をおろしたり、借り入れにて不足分を補っていかねばなりません。



※合計額を30万円と仮定すると…

区 分	一人あたり(円)	区 分	一人あたり(円)
議会費	6,362	商工費	97
総務費	57,291	土木費	18,803
民生費	74,840	消防費	10,718
衛生費	22,493	教育費	21,950
労働費	0	災害復旧費	19,556
農林水産費	5,182	公債費	62,708
		合 計	300,000

4 特別会計収支状況

(単位：千円)

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等特別会計	54,354	67,649	39,140
国民健康保険特別会計	704,478	666,755	628,937
老人保健特別会計	1,074,711	1,012,757	1,004,724
簡易水道特別会計	161,369	160,625	153,761
介護保険特別会計	597,460	592,531	580,510
合 計	2,592,372	2,500,317	2,407,072

平成17年度の特別会計の収支状況については、上記のとおりです。



5 財産、村債及び一時借入金の現在高

(1) 財産

(単位：千円)

区 分	数量・金額
土地	1,585,826㎡
建物	33,840㎡
物件(立木)	640㎡
有価証券	10,000千円
出資による権利	153,037千円
債権	456,711千円
基金(一般会計分)	807,962千円
基金(特別会計分)	108,727千円
基金(不動産分)	10,781㎡

平成17年度の財産、村債及び一時借入金の現在高については、上記のとおりです。

(2) 村債

平成18年3月31日現在

会計名	残高(千円)
一般会計	4,551,480
住宅新築資金等特別会計	158,320
簡易水道特別会計	1,137,855
合 計	5,847,655

(3) 一時借入金

借入先	借入額(千円)	利率(%)
-	-	-



放送大学4月 入学生募集

放送大学はテレビやラジオで授業を行う通信制の大学です。働きながら学びたい、生涯学習に興味があるなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。ただいま平成19年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付致しますので、お気軽にお問い合わせください。

○募集学生の種類

◆教養学部◆

科目履修生

(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

選科履修生

(1年間在学し、希望する科目を履修)

全科履修生

(4年以上在学し、学士の学位の取得を目指す)

◆大学院◆

修士科目生

(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

修士選科生

(1年間在学し、希望する科目を履修)

○受付期間

平成18年12月15日(金)

平成19年2月15日(木)

○資料請求(無料)・お問い合わせ先

放送大学高知学習センター

〒780-8520

高知市曙町2-5-1

(高知大学内)

☎088-8443-4864

FAX088-8443-4813

放送大学ホームページ

<http://www.u-air.ac.jp>

減らそう！自殺

中央西福祉保健所より

120人、256人、414人。これはあることが原因で1年間に高知県内で亡くなる人の数を表していますが、それぞれ、何の数字でしょうか？

この世にたった一つの貴重な命。それを自らが絶つ行為、すなわち自殺が近年増加しています。なかでも高知県は全国平均の約13倍、第4位と高率となっています。自殺の動機は様々なのですが、長引く経済不況が悪影響を及ぼしていることは明白な事実のようです。例えば、バブルと呼ばれた平成3年に全国で自殺により亡くなった方は約2万人だったのが、平成16年には3万人を超える事態となっています。特に、女性の1.1倍の増加に比べて、男性では1.8倍近くにも達しています。そこには、男性にありがちな、「仕事の不振・生活困窮→借金の繰返し→精神的圧迫→自殺」といった連鎖が見て取れます。

自殺は働き盛りの男性だけに見られる現象ではありません。秋田県や高知県の中山間地域では、高齢者の自殺が多いことが知られています。動機としては、「病気などの健康問題」「家庭での家族問題」などが多い点特徴で、高齢化に伴う閉じこもりや人付き合いの減少が孤立感を深めることも一因ではと考えられています。このため、地域、隣近所による互いの声かけや、老人クラブ、ボランティアなどへ積極的な社会参加も自殺予防に重要と思われま

す(ちなみに、肺がん死は自殺の1.6倍、交通事故死の3.4倍です)。喫煙は「ゆるやかな自殺」と言えるかもしれませんが。現在喫煙されている方には1日も早く禁煙をお勧めします。

では、自殺は防ぎきれないもの、予防ができないものでしょうか？答えは、「ノー」です。自殺の多くはうつ状態をその背後に抱えているために、自殺を実行するまでは何らかの前触れ、兆候があると言われていいます。職場の同僚や上司、家族、民生委員などの地域の方々がうつ症状に早く気づくことができたならば、防げる自殺もあるのではないかと考えられます。例えば、精神面で

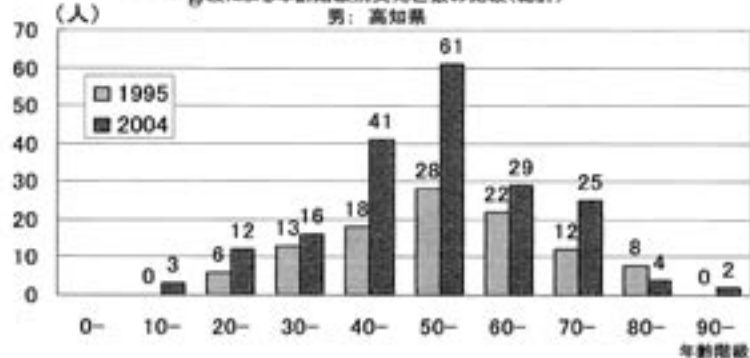
自殺死亡数の増減(全国)



男性の働きざかりの自殺者が増えています

自殺による年齢階級別実死亡数の比較(総計)

男：高知県



は、「気分が落ち込む」「やる気が出ない」「物事に集中できない」などのうつ症状が見られることがあります。あるいは、こうした精神症状ではなく、「最近良く眠れない」「体がだるい」「食欲が落ちた」「頭が重い」などの身体症状に、うつ病が隠れていることもあります。家族や同僚に、このような、うつ症状が認められた場合には、専門医への受診を強く勧めてあげてください。「仕事がうまくいかず死にたい」という言葉が出たら、冗談に聞こえたり笑顔を見せたり、よく話を聞いてあげてください。また、うつ状態の方に対して「頑

張れ、頑張れ」といった励ましは、かえって事態を悪化させることがあるので要注意です。限度を超えて頑張っているご本人にとつて、逆にあせりや絶望感が増すことがあるからです。

最後に、友人を自殺で失った方の文章をご紹介します。「自殺が悪いとか良いとか、私は本当のところは分かんない。けれど、この老母と姉の悲しむ姿を見る限り正解やとは思えん。あんなの人生やから、生死はあんなの勝手かもしれないが、何かあんなに腹が立つ。」(高知新聞「声ひろば」より抜粋)



学校だより

5年生 宿泊訓練

スクール ウォーター ワイズ

10月24日(火)～27日(金)

加茂小学校

今年はいじめて3泊4日で国立室戸青少年自然の家へ宿泊訓練に行きました。全行程お天気にも恵まれ、計画通りに活動を行うことができました。

1日目の活動は、室戸岬新港で、ウエットスーツとライフジャケットを身につけて、海水に慣れるために泳いだり、浮いたりすることやオーシャンカヤックでパディを組んで漕いだりすることを学習しました。水には十分の温度でした。夜は、

世界の海辺の生き物たちの現状として、人間が出すゴミで海亀や海鳥たちの命が奪われていることを学習しました。

2日目の活動は、午前5時30分に起床し、高岡漁港で魚の水揚げ見学をしました。この日は、魚も多く水揚げされ、夕食の野外炊飯の魚料



国立室戸青少年自然の家来所記念

理の材料となりました。午前中は、坂本海岸で打ち上げられたゴミを拾い、種類ごとに分別しました。約20分間拾いましたが、ゴミ袋いっぱいになりました。午後からは、海岸で拾った貝やガラス片を使って、フォトスタンドを作りました。一人一人が思いに残る作品を作りました。野外炊飯では、魚を3枚におろすやり方を習い、一人一人が挑戦をしました。初めての子どもが多かったけれど、上手に料理をしておいしくいただきました。夜は、室戸の海の生き物の現状について、地元のダイバーの方に海の中のスライドを見せていただきながら、海のすばらしさや環境問題について教えていただきました。

3日目の活動は、坂本海岸でシュノーケリングを行いました。岩場で、ブダイやサンノジ、クマノミ等が泳いでいるところを見ることができました。午後は、イルカの見学と室戸岬を回るクルージングを楽しみました。紀伊水道は、波が高く船も揺れましたが、ほとんどの子どもが元気でいました。夜は、キャンプファイヤを行いました。炎の前で歌ったり、各班の出し物を見たり、踊ったりと友情を深め、最後の夜を楽しみました。

した。

最終日の活動は、坂本海岸で磯遊びをしました。子どもたちは小さな網を持ち、貝や小えびや小魚を捕まえました。捕まえた生き物は、自然の家の小さな水族館の仲間入りとなりました。みんな、楽しそうに磯の水溜りの中を探していました。

3泊4日という長い宿泊訓練でしたが、子どもたちは、みんな元気に活動し、心も体も一回り大きくなったように感じました。

「児童の感想」

5年 安本 朱里

わたしの一番心に残った思い出は、宿泊の始めにしたオーシャンカヤックです。3人1組のパディで協力してライフジャケットを着たり、カヤックに乗ったりしました。カヤックに乗っている一番後ろの人が船長で、指示を出してバランスよくこぎます。ほかのカヤックやカベに当たりそうだったら足かパドルでついてもがったり、バツクしたりします。自分たちが進んでいるかと思っていても、本当は進んでいなかったり、右や左にまがったりするので、しっかりとこがないといけません。わたしは、こぐのはすごくむずかしかったです。

次に心に残った思い出は、野外炊飯です。久保さんがとび魚のさばき方を教えてくれたので、わたしはまねをしてさばき

ました。早く終わったので、ほかの人を見てみると、うまくさばいていたので、すごいなあと思いました。最後に塩をふって焼きました。ちよつとこけたけど、食べたらいいしかったです。

野外炊飯が終わって、暗闇探検がありました。教頭先生にランプをもらって、一歩ずつ山に登って行きます。わたしの班は、3番目です。



ていたもので、こわくありませんでした。3人のパディで協力し、船をこぎました。どんな感じで競争したり、船の上に立ったりしました。時間は、あっという間に過ぎました。

夕食が終わった後、海辺の生き物の現状というお話を聞きました。海では、人間が気軽にすてたゴミのために、多くの生き物たちが命を落としています。カメやイルカがビニ

山にのぼって行くと、先生がそばに化けて出てきました。みんながキヤーキヤー言うておどろきました。でも、わたしは楽しかったです。みんなで寝泊りが初めてなので、これからある修学旅行がすごく楽しみにになりました。

5年 片岡 紘子

私たち5年生は、3泊4日の日程で室戸に宿泊訓練に行きました。バスに乗り3時間くらいで着きました。宿泊場の国立室戸青少年自然の家からは、昼は真っ青な海、夕方には太陽の色にそまった真っ赤な海が見えてきれいでした。

1日目は、オーシャンカヤックをしました。かなり深かったけど、ライフジャケットをつけ

2日目は、海岸に落ちているゴミを拾い分別しました。その後、フォトフレームを作りました。海岸で拾ったガラスや貝を付けました。みんないい作品ができました。

3日目は、シュノーケリングをしていろんな魚を見ました。水中で耳をすますと、いせえびの缺の音が聞こえました。夜は、キャンプファイヤをして盛り上がりしました。

すぐすぎた4日間、たくさんの事を学び、思いに残りました。



池野いちび選

濱田 幸

○道筋の神をさそふか神の旅

陰暦十月には、全国の神々は、男女の縁結びのため出雲の大社に旅立たれるという。

掲句は、落葉を踏み、旅立ち給う神が、道々、他の神を誘いあつて行くのであらうと想像するのである。

鎮西 美緒

○太刀の舞ふ御庭の広し天高し

十月十五日に行われる、八幡神社（日高村）の秋まつりである。この祭りは、長い石段を登りつめた広い境内でおこなわれる。秋空の下、踊り子が音頭、鉦、太鼓に合わせて、真剣を振るとき、シデが飛び散る様は、勇壮で美しい。

島田 瞳

神の留守神主祝詞唱へをり
国道の熱柿の掃除朝毎に

川瀬 晴恵

御手洗に木の葉沈みて神の旅
もらい来て匂ふ新藁積みにつけり

南部記代子

神の留守篝火焚きて明けを待つ
紅葉の木々の合間に夕日射す

中山 美根

狛犬の威嚇を示し神の留守
枯菊のまだ輪台に支えられ

中村 梅子

土佐日記の京に着きたる菊人形
開け放つ社殿の神事小鳥来る

橋詰登志子

御手洗の水干からびて神の留守
臥す母と想い出たぐる十三夜

浜田 博子

貝割れ菜畝傾ぐまま競り合へる
木屋の米粒程が香り初む

伊野部哲也

杜奥に鳥騒がせ神の立つ
裏見せて半開きせし秋扇

岩村 さと

鶏頭の頭重くて冬近し
一両の列車走りて初紅葉

柏井 皓子

いつさいを委ねし氏子神の留守
廃校の残る校庭草紅葉

片岡 幸枝

風に消ゆ水琴窟の秋思かな
蓑虫の蓑の雫のやがて落つ

北添 正子

月見よと友より電話かかりけり
友偲ぶ山茶花又も咲きにけり

池野いちび

来し方の自問に自答する夜長
満山の紅葉の中の孤独かな

俳句教室

コスモス

寸評 いちび

○中秋の月大空に輝けり

山本眞知子

中秋の月、すなわち陰暦八月十五日の名月です。大空に輝けりと詠んだので、この月は雲に隠されたりすることなく、青空に煌煌とかがやいている様子がわかります。

○残り柿見上げてばかり風にゆれ

山中 照子

木の梢に一つか二つほど、残っている柿が静かにゆれています。秋もいよいよ過ぎ去ろうとしているのがめです。

○音もなく木々を揺らして秋の風

山中 憲子

おだやかに吹く春の風とちがつて、秋の風は、日々つめたさを加え、なんとなく、あわれさをそそります。この句のように音もなく、木々をゆらす風はなおさらです。

○秋風が競う子供の背を押す

藤岡 政子

秋の運動会、それも子供のかけっこでしょう。いっしょうけんめい走っている子供の背を秋風も押しているように見えたのです。

○釣り人の川の向かうに秋の風

山中 芳子

釣り人が静かに糸をたれています。その川のはるか向こうの方の草原に秋の風が吹いています。近いところから遠いところまで見渡した、さわやかな句です。

○友からの絵手紙届きたる夜長

寺田 信子

九月、十月になって、夜が長くなったような気がするのを夜長といいます。したしい友だからとどいた絵手紙をじっくりあじわいながら、夜長をたのしんでいます。

○秋風に珈琲熱く入れて飲む

西森 睦子

秋も深まってくると、日々、つめたさを加え、風も身にしむので、コーヒーマも、熱めに、濃ゆめにしたくなります。

○柿干して体やすめる農のひま

河村 時子

田や畑の仕事も一だんらくした秋の終り頃、柿をつるのもすんでひとくつろぎです。

○運動会どろんこまみれ一等賞

山中 静江

運動会で、どろまみれ、あせまみれになりながらの一等賞です。賞をもらった本人、また応援している人のうれしそうな顔が、うかんできます。

俳句教室

今回の兼題は、

“冬支度”です。

日時 平成18年12月6日(水)
13:30~
場所 東部福祉館(24-5440)
参加費 無料
対象者 村内在住の方
講師 池野いちびさん
(広報ひだかでおなじみの)

ALT ジョシュ日記②

私は今月小村神社の秋祭りに参加しました。レベッカと太鼓の演奏ができました。何回も劇に出たことがありますけど楽器の発表は初めてでした。私はとてもきんちょうしていたのに浜田先生と山田さんのおかげで演奏ができるようになりました。ものすごく楽しかったです！また今度よろしくお願いします。



四国電力より日高村に 公衆街路灯(防犯灯)の 寄贈がありました

「よんでんグループふれあい旬間」にあたり今年も村に5灯の防犯灯の寄贈がありました。村内の要望箇所には年内には設置されます。明るい地域づくりにご協力いただけます事に感謝し報告いたします。



成人式のお知らせ

日時：平成19年1月7日(日)
9時30分受付
10時より開式 記念式典・記念行事
(保護者の方も会場内への入場ができます。)
場所：日高村社会福祉センター
対象者：昭和61年4月2日から昭和62年4月1日
生まれの方
*現住所が日高村外にある方で、日高村での成人式出席を希望される方は、12月22日(金)までにご連絡ください。
連絡先：日高村教育委員会 社会教育係
☎24-5115 FAX 20-1572

寄付金の御礼

松岡秀直様より寄付して頂きました。
寄付金は日下小学校の図書費として役立たせて頂きます。

Village Now

日高村の人口

10月末現在
(前月比)
世帯数 2,448 (-5)
人口 6,100人(-15)
男 2,891人(-14)
女 3,209人(-1)

日高村の交通事故 発生状況

1~10月分(10月)
人身事故 38件(2件)
死者 2名(0名)
傷者 43名(2名)

10月5日(木)に加茂中学校、11月10日(金)に日高中学校において、中学生を対象とした「薬物乱用防止教室」が開催されました。
近年、薬物の乱用については低年齢化しており、大きな社会問題となっています。日高村では、青少年を薬物乱用から守るために「中央西薬物乱用防止教育推進協議会」に参加し、地域、行政、学校、警察が連携をと



りながら様々な取り組みを進めています。そうした活動の一環として今回、日高・加茂中学校において、薬物標本、人体模型、パネルなどの展示コーナー、パソコンによる薬物乱用防止ゲーム等を搭載し、専門の指導員が解説を行うなど、薬物乱用防止に関する正しい知識が容易に理解できるよう工夫された「薬物乱用防止キヤラバンカー」を活用するとともに、県福祉保健所、いの警察署等の職員を講師として招き、「薬物乱用・喫煙・飲酒」についての



講話を行い、薬物乱用問題はごく身近な問題であり、決して他人事では無いことや、薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境を創っていくことの重要性についての学習を深めました。

薬物乱用は

「ダメ。ゼッタイ。」

日高・加茂中学校で 「薬物乱用防止教室」 を開催



10月5日(木)に加茂中学校、11月10日(金)に日高中学校において、中学生を対象とした「薬物乱用防止教室」が開催されました。近年、薬物の乱用については低年齢化しており、大きな社会問題となっています。日高村では、青少年を薬物乱用から守るために「中央西薬物乱用防止教育推進協議会」に参加し、地域、行政、学校、警察が連携をと



机からの風景

～ヨスモス文庫より～

10月26日(木)、社団法人伊野法人会日高支部様より、本を寄贈していただきました。普段は購入しにくい実用書が入りました(起業関連の本や、職業の本、税金対策の本、病気がわかる本など)。今月中展示していますので、ぜひご覧ください。

寄贈ありがとうございました！

ブックスタート
10月12日(木)に、保健センターでブックスタートがありました。朗読ひだか図書館職員がお手伝いに行っていました。
写真は、ブックスタートの様子です。お父さんとお母さんと赤ちゃんが絵本を楽しんでくれました。

カンパ御礼
日高読もつ会より、小村神社秋祭りイベント(11月15日)での夜店収益カンパをいただきました。ありがとうございます。図書館の新刊購入にあてさせていただきます。

図書館利用案内

○開館時間
午前10時～午後6時
○休館日
月・祝日
○貸出
ひとり5冊まで、2週間
☎20-1533

